

富山労働局発表
令和元年11月1日

報道関係者各位

連絡先

富山労働局労働基準部監督課
監督課長 小路 規与
過重労働特別監督監理官 栗山 剛
TEL 076 (432) 2730

11月は「過労死等防止啓発月間」です ～「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施～

「過労死等防止対策推進法」において11月は「過労死等防止啓発月間」とされていることから、富山労働局（局長 佐藤 靖夫）は、同月間中に、県民への周知・啓発を目的とした「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、過労死等につながる過重労働への対応として「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

※「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡、若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組の概要】

1 県民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催します。

・ポスターの掲示等による県民に向けた周知・啓発の実施

県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やリーフレットの配布等により周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙を御参照ください。）

・使用者団体、労働組合等への協力要請

富山県と連携し、使用者団体や労働組合等に対して協力要請を行います。

・富山労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

富山労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例等を収集して広く紹介します。

・重点的な監督指導

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業等へ重点的な監督指導を行います。

令和元年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和元年 11 月 1 日（金）から 11 月 30 日（土）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 使用者団体、労働組合等への協力要請

富山労働局長と富山県知事の連名により、県内の使用者団体及び労働組合等に対し、傘下企業及び労働組合において長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた取組が実施されるよう積極的な周知・啓発を行うことについて協力要請を行います。

(2) 富山労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

富山労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例等を収集して広く紹介します。

(3) 重点的な監督指導

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して重点的な監督指導を行います。

[重点的に確認する事項]

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。